

平成31年度～平成35年度

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

幸田町地球温暖化対策実行計画

(第3次計画)

環境に

「^{えーこ}
e~COと」

やっています



平成31年3月見直し

愛知県額田郡幸田町

目次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景…………… 1
- 2 計画の目的…………… 2
- 3 策定の視点…………… 2
- 4 基準年度・計画期間・目標年度…………… 2
- 5 対象範囲…………… 3
- 6 対象とする温室効果ガス…………… 3

第2章 温室効果ガス排出状況及び削減目標

- 1 温室効果ガス排出量の実績…………… 4
- 2 基準年度の二酸化炭素における温室効果ガス排出量と要因別の排出状況… 4～5
- 3 基準年度における温室効果ガスの種類と温室効果ガス排出量…………… 5～6
- 4 削減目標…………… 7

第3章 具体的な「^え～^こと」（取組）

- 1 購入・使用に当たっての配慮…………… 8
- 2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮…………… 9
- 3 その他の事務事業に当たっての配慮…………… 9

第4章 推進・点検体制及び公表

- 1 推進・点検体制…………… 10
- 2 進捗状況等の公表…………… 10

第 1 章 基本的事項

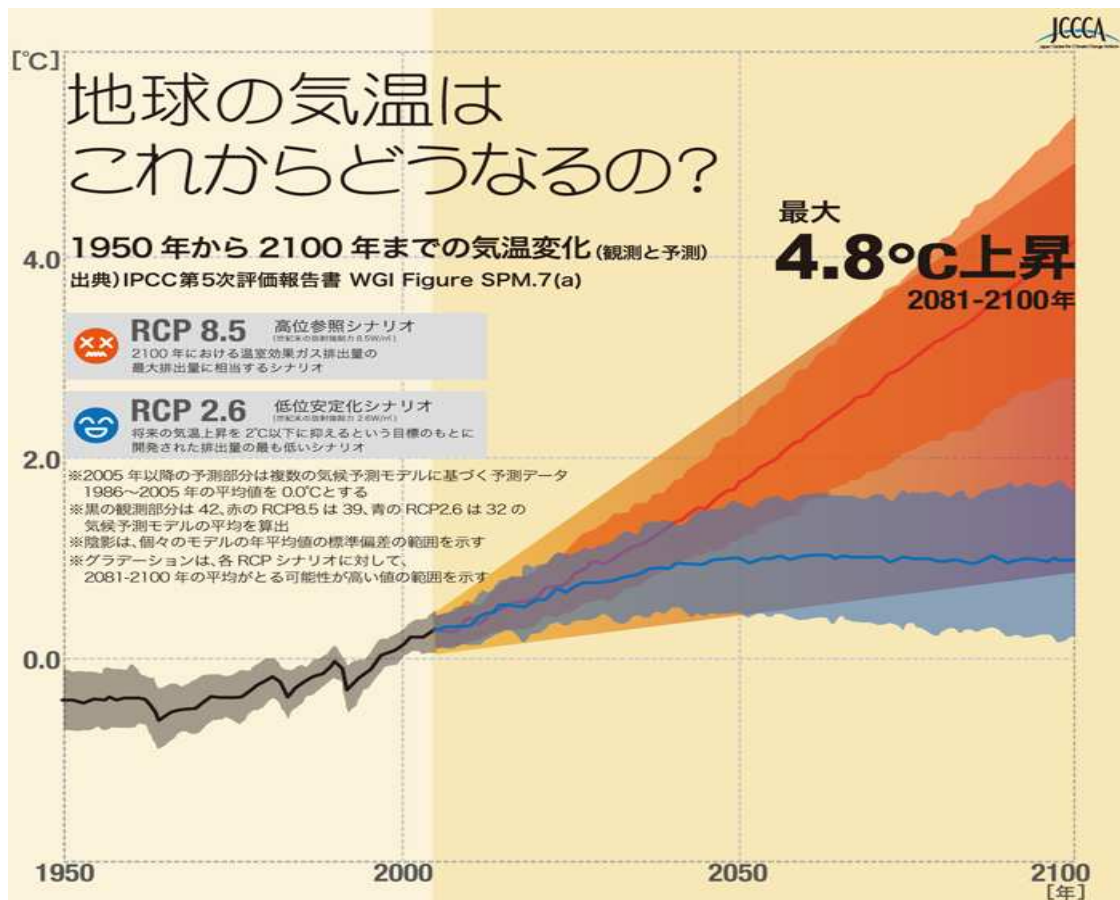
1 計画策定の背景

地球温暖化とは、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射しや地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

産業革命後、世界の平均気温は 0.85℃上昇しており、温室効果ガス濃度が増加し続けると、気温はさらに上昇すると予想されています。IPCC（※1）第 5 次評価報告書によると、2100 年末には温室効果ガス排出量が最も少なく抑えられた場合でも 0.3～1.7℃の上昇、最も多い場合には最大 4.8℃まで上昇すると予想されています（いずれも 1986 年～2005 年を基準とする。）。

※1 IPCC とは、国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として設立された組織です。

（図 1 今後の気温予測）



出典) IPCC 第 5 次評価報告書 (2014 年)

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

2 計画の目的

本計画は地方公共団体が実施している事務事業に関し、「温室効果ガス排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画です。地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、全ての都道府県及び市町村等に策定と公表が義務付けられています。

本町の事務事業の実施に当たり、環境に「^え～^こと」しよう（※2）を合言葉として、実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減に向けての様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

※2 環境に「^え～^こと」しよう

政策課題研究研修との連動

政策課題研究研修とは、幸田町の抱える問題から、テーマを定め現状分析・先進地事例などの情報収集を行い、政策形成のための理論と技法を習得するための研修です。

平成20年度の受講職員は、「未来ある子どもたちのために今できること」を大きなテーマに、「役場発!!環境に^え～^ことはじめよう（CO₂削減取組）」として、「e c o通勤（徒歩・自転車・公共交通機関等）」・「e c o用車（公用車の使用燃料削減）」・「町民向け自転車利用促進」の3つを考え、発表しました。

実行計画には、これらのアイデアも生かされています。

3 策定の視点

平成21年4月に策定された第1次計画と平成26年3月に見直しされた第2次計画の考えを引き継ぎつつ、平成31年度からの5年間計画を策定しました。策定にあたっては、スローガンである環境に「^え～^こと」しようを継承しています。施策においては実用性を考慮し、一部見直しを行なっています。

4 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度（※3）は、平成29年度とし、計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間、目標年度を平成35年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※3 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度を指します。

5 対象範囲

対象範囲は、本町の事業を行う施設や公用車とします。

ただし、温室効果ガスの削減目標については、環境省のガイドライン等により指定管理者制度施設を除く外部に委託する事務事業や公社・法人等（例えば、社会福祉協議会やシルバー人材センター）は対象外としていますが、可能な限り実行計画の趣旨に沿った取組を実施するものとします。

(表 1：各課の主な削減目標設定の対象施設)

所管	施設等	所管	施設等
財政課	役場庁舎	消防本部	消防庁舎
健康課	保健センター	生涯学習課	中央公民館
学校教育課	小学校（6校）		郷土資料館
	中学校（3校）		さくら会館
	給食センター		勤労者体育センター
こども課	保育園（8園）		弓道場
	上六栗・菱池子育て支援センター		町民会館
	児童館（3館）		図書館
福祉課	障害者地域活動支援センター		町民プール
	老人福祉センター		防災安全課
産業振興課	道の駅 筆柿の里・幸田		水道課
	排水機場（5カ所）	都市計画課	公園
	駅駐車場・駐輪場	土木課	街路灯
	大井池休憩所		地下道
下水道課	集落排水・公共下水		排水機場（3カ所）
環境課	粗大ごみ集積処理場		
	最終処分場		

※平成 29 年度の経常費が把握できる施設を対象としています。

6 対象とする温室効果ガス

削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象のガスのうち二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)を対象とします。

他の温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)及び六フッ化硫黄(SF₆)については、把握が困難であることから対象から除きます。

第2章 温室効果ガス排出状況及び削減目標

1 温室効果ガス排出量の実績

第2次計画では、基準年度（平成24年度）における温室効果ガス排出量5,241t-CO₂と比較して、目標年度（平成30年度）の温室効果ガス排出量を3.8%削減の5,040t-CO₂を目標値と設定してあります。平成29年度の温室効果ガス排出量は5,161t-CO₂、対基準年度比98.5%となり、1.5%の削減となりました。

（表2：温室効果ガス排出量） (t-CO₂)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準年度比
電 気	3,858.1	3,530.3	3,903.8	3,917.6	3,876.1	3,782.5	△2.0%
A 重 油	639.6	704.6	699.2	582.7	666.7	677.5	5.9%
L P ガ ス	410.0	397.6	369.4	373.4	387.9	385.5	△6.0%
ガソリン	101.4	100.3	90.8	94.9	92.8	89.1	△12.1%
軽 油	125.2	125.4	119.6	123.7	120.9	120.0	△4.2%
灯 油	106.7	95.0	113.3	93.4	103.1	106.4	△0.3%
合 計	5,241	4,923	5,296	5,186	5,248	5,161	△1.5%

※ 合計欄は、小数点第1位を四捨五入しています。

2 基準年度の二酸化炭素における温室効果ガス排出量と要因別の排出状況

基準年度の二酸化炭素における温室効果ガス排出量は、5,158.8t-CO₂です（第3次計画ではまちづくり会館が対象施設から除かれています。）。

温室効果ガス排出量を要因別に見ると、電気使用に伴うものが全体の73.3%を占め、次いでA重油の使用が13.1%を占めています。

（表3：要因別排出量）

要因	平成29年度使用量	排出量	割合
電気	7,875,583.0 kwh	3,780.3 t-CO ₂	73.3%
A重油	250,000.0 l	677.5 t-CO ₂	13.1%
LPガス	128,498.1 m ³	385.5 t-CO ₂	7.5%
ガソリン	38,364.4 l	89.1 t-CO ₂	1.7%
軽油	45,817.4 l	120.0 t-CO ₂	2.3%
灯油	42,761.0 l	106.4 t-CO ₂	2.1%
合 計		5,158.8 t-CO ₂	100.0%

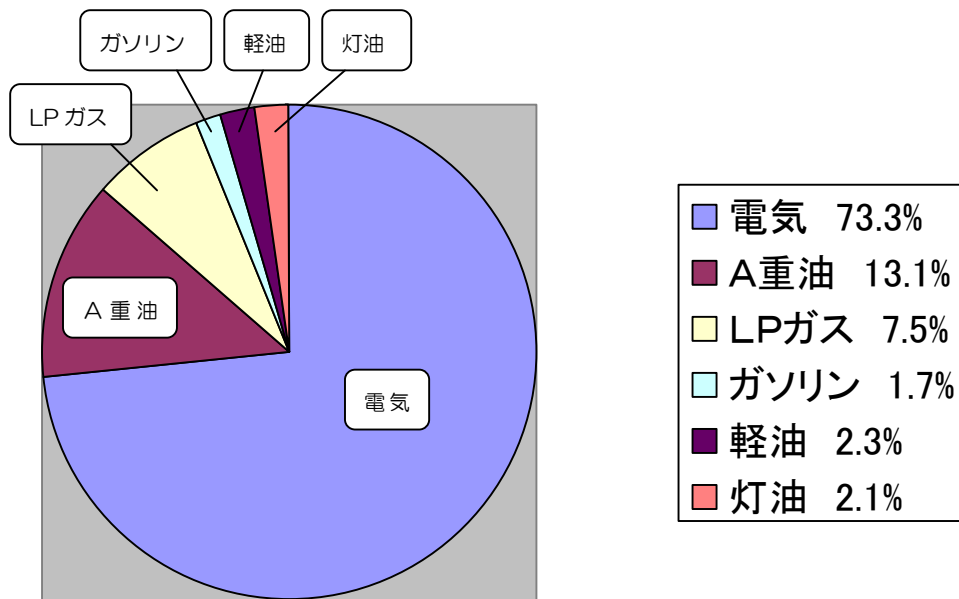
※ 自家発電設備（太陽光発電等）設置施設については、使用量より売電量を差し引きます。

※ 二酸化炭素の排出係数は、以下の値を使用しています。

電気：0.48kg-CO₂/kwh、A重油：2.71kg-CO₂/ℓ、LPガス：3 kg-CO₂/m³

ガソリン：2.32 kg-CO₂/ℓ、軽油：2.619kg-CO₂/ℓ、灯油：2.49 kg-CO₂/ℓ

二酸化炭素要因別排出割合グラフ



3 基準年度における温室効果ガスの種類と温室効果ガス排出量

(表4：温室効果ガス別の排出源となる主な事務事業)

温室効果ガスの種類	排出源となる主な事務事業
二酸化炭素 (CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> • 電気の使用 • ガソリン、重油等の燃料の使用
メタン (CH ₄)	<ul style="list-style-type: none"> • 一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	<ul style="list-style-type: none"> • し尿処理施設における処理 • 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理

(表5：温室効果ガスの種類別排出量及び割合)

温室効果ガスの種類	29年度排出量	割合
二酸化炭素 (CO ₂)	5,159 t -CO ₂	90.5%
メタン (CH ₄)	218 t -CO ₂	3.8%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	327 t -CO ₂	5.7%
合計	5,704 t -CO ₂	100.0%

※ 排出量は、小数点第1位を四捨五入しています。

※ メタンの排出係数は、以下の値を使用しています。

終末処理場における下水等の処理：0.00088 kg-CH₄/m³

し尿処理施設における下水等の処理：0.038 kg-CH₄/m³

浄化槽におけるし尿処理及び雑排水の処理：0.59 kg-CH₄/人

一般廃棄物の焼却：0.00095 kg-CH₄/t

※ 一酸化二窒素の排出係数は、以下の値を使用しています。

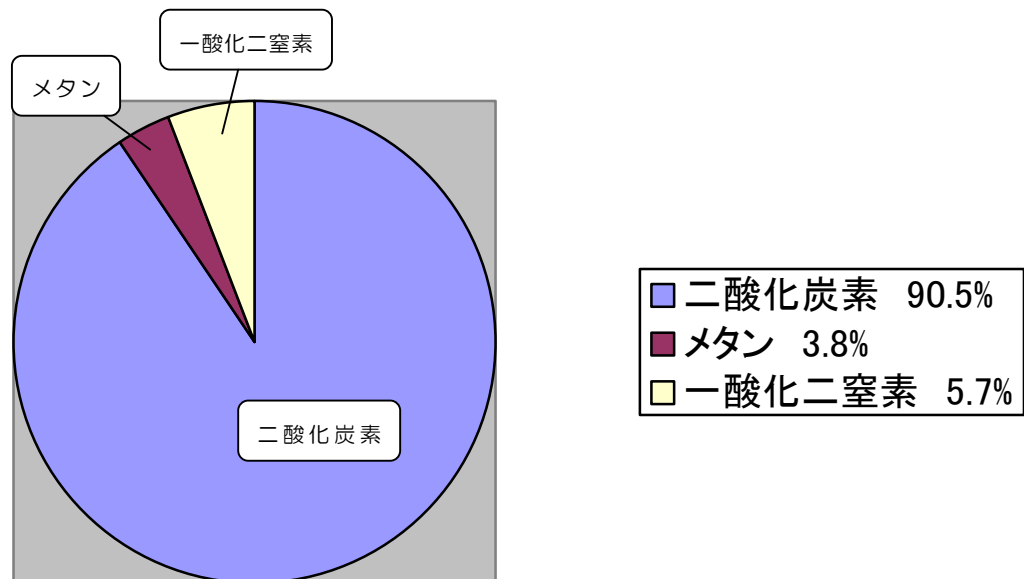
終末処理場における下水等の処理：0.00016 kg-N₂O/m³

し尿処理施設における下水等の処理：0.00093 kg-N₂O/m³

浄化槽におけるし尿処理及び雑排水の処理：0.023 kg-N₂O /人

一般廃棄物の焼却：0.0567 kg-N₂O / t

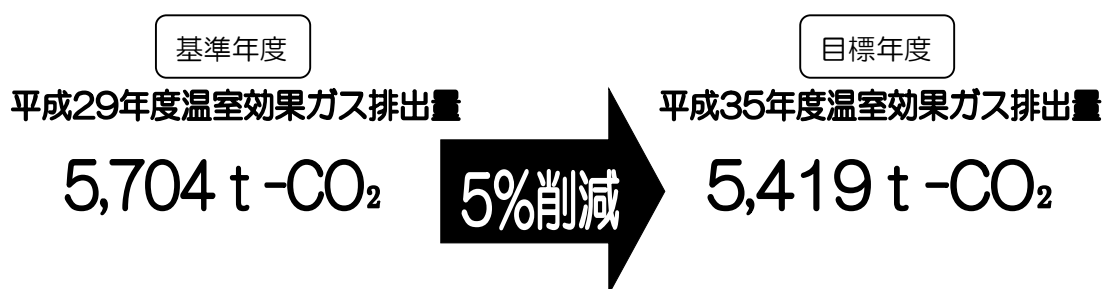
温室効果ガスの種類別排出割合グラフ



4 削減目標

平成27年11月に開催された国連気候変動枠組み条約第21回締結国会議（COP21）では、日本の温室効果ガス排出量を、2030年度までに2013年度比で26%削減する目標を立てています（パリ協定）。また、エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）では、中長期的にみた年間1%以上のエネルギー低減目標を立てています。

本町では、上記の目標を踏まえ、基準年度と比較して、目標年度の温室効果ガス排出量を**5%削減**することを目標とします。



（表6：要因別削減目標）

温室効果ガスの種類	要因	基準年度排出量 (平成29年度)	削減目標	目標年度排出量 (平成35年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	電気	3,780.3 t -CO ₂	5.7%	3,564.8 t -CO ₂
	A重油	677.5 t -CO ₂	5%	643.6 t -CO ₂
	LPガス	385.5 t -CO ₂	5%	366.2 t -CO ₂
	ガソリン	89.1 t -CO ₂	5%	84.6 t -CO ₂
	軽油	120.0 t -CO ₂	5%	114.0 t -CO ₂
	灯油	106.4 t -CO ₂	5%	101.1 t -CO ₂
メタン (CH ₄)		218 t -CO ₂	0%	218 t -CO ₂
一酸化二窒素 (N ₂ O)		327 t -CO ₂	0%	327 t -CO ₂
合計		5,704 t -CO ₂	5%	5,419 t -CO ₂

※ 合計欄は、小数点第1位を四捨五入しています。

第3章 具体的な「^え〜^こと」（取組）

一人一人の職員が、^え〜^ことチェックシート等により温暖化防止の意識を持ち、以下に示す項目に取り組み、日常的な使用エネルギーの削減をし、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

1 購入・使用に当たっての配慮

電気購入の省CO₂化

- 庁舎等の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方法を検討します。

照明の適正管理

- 時間外、昼休憩時における不要な照明の消灯を徹底します。
- トイレの照明は、こまめに消灯します。
- 自席を長時間離れる時、退庁時にはパソコンを閉じます。

低燃費・低公害車の導入

- 燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車の導入を検討します。

自動車の効率的利用

- 日常の運転において、アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。

公用車の利用抑制

- 短距離の移動には徒歩や自転車を利用します。
- 公共交通機関を積極的に利用します。

エネルギー消費効率の高い機器の導入

- 待機時消費電力等の使用時の消費電力量ができるだけ少ない製品の導入を検討します。

紙類の使用量の削減

- 両面、裏面、縮小印刷の利用を徹底します。
- 職員ポータルサイト、電子メールの活用によりペーパーレス化を図ります。

物品の購入

- 環境に配慮した物品の調達（グリーン購入）を推進します。
- 詰め替え商品を積極的に購入します。

水の適正利用

- 節水を心掛けます。

代替フロン系冷媒、非フロン系エアゾール製品の購入・使用の徹底

- 代替フロンを使用したエアコンや冷蔵庫等を購入します。
- 非フロン系エアゾール製品の購入・使用の徹底を図ります。

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

エネルギー使用量の抑制

- 電気使用量や燃料使用量等の抑制に努めます。
- LED照明器具やセンサー付き照明の導入や断熱性の向上等省エネルギー対策を推進します。

温室効果ガス排出量の低減に資する素材の選択

- 建築物の建築に当たって使用する建築材料に、再生された素材や再生可能な素材を使用します。

温室効果ガスの排出の少ない空調設備

- 空調設備の更新に際しては、国等の補助金を有効活用し、可能な限り省エネルギータイプの設備を選択します。

冷暖房における適正な温度管理

- クールビズ・ウォームビズを実施し、「冷房は室温28℃を目安」、「暖房は室温19℃を目安」とします。

太陽光利用等新エネルギーの有効利用

- 太陽熱利用や太陽光発電等の新エネルギーの利用を推進します。

周辺の緑化

- 管理する敷地内の緑化を推進し、公共施設にグリーンカーテンを設置します。

3 その他の事務事業に当たっての配慮

ごみの分別

- 資源毎に分別を徹底し、可能な限りリサイクルを推進します。

廃棄物の減量

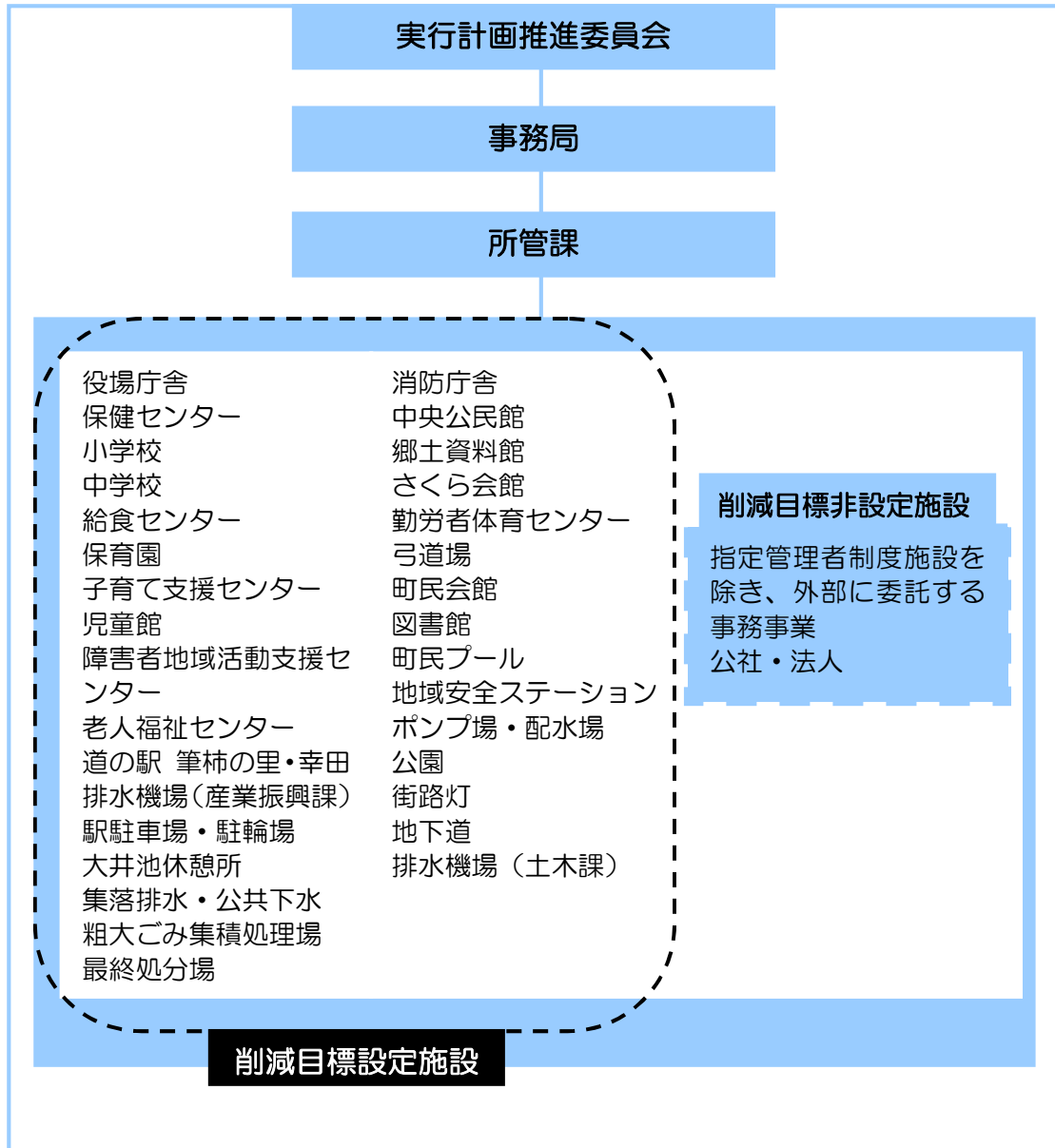
- 廃棄物を減量するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- 個人ごみの発生を抑制します（水筒の利用、個人ごみの持ち帰りなど）。

第4章 推進・点検体制及び公表

1 推進・点検体制

事務局は、環境課に置きます。所管課は、計画の推進、管理及び自己点検を行います。町においては、部課長連絡会で各課の横断的な調整を行い、多様な事業を総合的に推進します。

(図2 推進・点検体制)



2 進捗状況等の公表

直近年度の温室効果ガス排出量については、環境審議会やホームページ等により公表します。